

経営革新・外商支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県の定めた高知県事業戦略等推進事業費補助金交付要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、経営革新・外商支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業者とは、「中小企業者等」をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第7号に規定する中小企業者並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。
- (3) 「経営革新計画」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定するものをいう。
- (4) 「事業戦略」とは、センター内の事業戦略支援会議が策定支援を行った、企業の経営ビジョンを実現するための工程表のことをいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 センターは、県内中小企業者等の経営革新計画若しくは事業戦略の実現化又は、県外若しくは海外市場に向けた販路開拓・拡大を支援することで拡大再生産の好循環につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的に、補助事業者が行う次の各号に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 実現化事業

中小企業者等が行う県が承認した経営革新計画又は事業戦略支援会議が認めた事業戦略（以下「計画等」という。）の実現化を図る事業

(2) 外商支援事業

中小企業者等が行う県外又は海外市場に向けた販路開拓・拡大を図る事業

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 前条に規定する補助事業者が行う事業区分、補助対象事業区分、経費区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の申請期間等)

第5条 補助事業者が補助金の交付申請をすることができる期間は、計画等の開始日から3年以内とする。ただし、計画等の期間が3年間の場合は開始日から2年以内とする。

2 交付決定後に計画等が取り消された場合、又は中止した場合は、その時点で交付期間は終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。また、当該申請書の提出に併せて県税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）を添付しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第7条 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならない。

（審査会の設置）

第8条 理事長は、第6条第1項の規定により補助事業者から提出された交付申請書の計画内容及び補助金交付の適否等を審査するために、経営革新・外商支援事業審査会設置要領第2条第2項第1号に規定する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（補助金の交付の決定等）

第9条 理事長は、前条に規定する審査会の報告を受け、補助金の交付について適当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に関する消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式の変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付決定額の増額を受けようとするとき。

（2）補助対象事業区分ごとに配分された額を補助対象事業区分の相互間で20%を超える変更をしようとするとき。

（3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、補助事業の低下をもたらさない事業計画の変更をする場合を除く。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業（中

止・廃止) 承認申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第6号様式により、理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 理事長は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第16条 センターは、事業実施年度の翌年度から5年間、補助事業者の事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

2 理事長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)については、その台帳を設け、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式に

よる理事長の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 計画の承認が取消されたとき。
- (4) 正当な理由がなく第14条第1項の規定による実績報告書の提出をせず、又は第15条の規定による現地調査等を拒んだとき。
- (5) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

- 2 前項の規定による取消しを行う場合については第9条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第20条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は計画終了までに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、別記第5号様式の実績報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

第23条 補助事業者は、第3条第1号に定める事業については、第16条の事業成果のフォローアップにより、計画等の完了した日の属する会計年度の終了時期に、一定以上の収益が認められる場合、補助金を交付した額を上限として収益を納付させるものとし、納付を受けた額を県に納付するものとする。

(グリーン購入)

第24条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第25条 補助事業又は補助事業者に関して、センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第4条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第26条 この要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

別表第2（第7条、第19条）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。